

八幡市生活情報 センターだより

令和8年9・10月

第78号



マスコットキャラクター
クーリン君



据置型Wi-Fiルーターが実質無料？！

契約内容をよく確認してから契約を！

事例1

スマホが自宅につながりにくくなり、携帯電話ショップで相談すると、据置型Wi-Fiルーターを勧められた。「ルーター本体は約7万円（36回払い）だが、サービスで毎月約2千円割り引くので**実質無料**」と言われ契約。後日請求明細を確認すると前月より約5千円高かった。「実質無料と言われて契約した。別途通信料金がかかるとは聞いていない」と解約を伝えると、「中途解約の場合はルーター本体の代金を支払ってもらう」と言われた。契約時にきちんと通信料金やルーター本体代金の割引条件の説明があれば契約しなかった。

こんなときは・・・

Wi-Fi利用時は、**通信契約とルーター本体の契約が必要です。**

ルーター本体の代金は**実質無料**になりますが、**別途通信料金がかかります。**

ひと言アドバイス

- ・一定期間中月々の通信料金を割り引くサービスを提供している事業者では、期間中の契約を続ければルーター本体は実質無料となりますが、**中途解約するとその時点での本体代金の残債を請求されます。**
- ・「実質無料」「安くなる」などと言われても、**月々の支払額、解約時に発生する料金なども契約前にしっかり確認しましょう。**
- ・**内容がよくわからなかったり、必要がない契約は断りましょう。**
- ・解約の際は、**すぐに契約先事業者に申し出ましょう。**



困ったときはすぐ相談！

消費者ホットライン(局番なし)

い

1

や

8

や

8

土日祝日も相談できます

(10時～16時)

八幡市生活情報センター

☎075-983-8400

◆相談受付時間 9:00～12:00

13:00～16:30

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)

〒614-8373 八幡市男山八望3-1 B51棟